

「ウィンターキャンペーン」定期貯金 商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

令和3年 11 月 1 日現在

商品名	「ウィンターキャンペーン」定期貯金
ご利用いただける方	新たな資金で定期貯金を 10 万円以上お預け入れいただける個人の方。
期間	1 年 ※自動継続(元金継続または元利金継続)のみの取扱いとなります。
預入	(預入方法) 一括預入 (預入金額) 10 万円以上 (預入単位) 1 円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(適用金利) 預入時の下記の約定利率を初回満期日まで適用します。 年 0.09%(税引後 0.071%) 自動継続後は、自動継続時のスーパー定期貯金(単利型)の約定利率を当該満期日まで適用します。 (利払頻度) 満期日以後に一括して支払います。 (計算方法) 付利単位を1円として1年を 365 日とする日割計算をします。 (税金) 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
取扱期間	令和3年 11 月 1 日(月)～令和 4 年 1 月 31 日(月)
制約条件	●新たな資金に限らせていただきます。 ●窓口での取扱いに限らせていただきます。
手数料	なし
付加できる特約事項	●総合口座の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 約定利率×30% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度(公的制度)	●保護対象 ●当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 JA 本支店(所)信用部推進企画課(電話:077-599-3957)にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JA バンク相談所(電話:03-6837-1359)でも苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当 JA 信用部推進企画課または JA バンク相談所にお申し出ください。 滋賀弁護士会(電話:077-522-3238) 京都弁護士会(電話:075-231-2378) なお、上記弁護士会へ直接お申し立ていただくことも可能です。ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談(有料)を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。(弁護士を代理人としてお申し立てされる場合には不要です。)
その他	●金利情勢の変化等により、取扱期間中であっても適用金利の変更、または取扱いを中止する場合がございます。 ●証書式、通帳式、総合口座でのお取扱いができます。 ●その他詳細については「自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)」に準じます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAレーク滋賀